

業庫第27号(例)
2023年7月3日

歳入(復)代理店引受金融機関本部
歳入(復)代理店 御中

日本銀行業務局

「日本銀行歳入代理店等事務取扱手続」の一部改正に関する件

「子ども・子育て支援法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令」(令和5年財務省令第7号)の施行により、納付書の書式が改正されたことに伴い、または規程整備の観点から、標記規程(2018年3月19日付業庫第33号別紙1)の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

なお、本日以後も当分の間は、改正前の書式による納付書により納付があった場合でも、そのまま受入れて頂いて差し支えありません。

以 上

「日本銀行歳入代理店等事務取扱手続」中一部改正

- **付録 I** 記載例 2 中<交通反則金にかかる受入書類の例>および<国民年金保険料にかかる受入書類の例>を次のとおり改める（全面改正）。

＜交通反則金にかかる受入書類の例＞

領収通知書 (国庫金)

領収控 (国庫金)

納付書・領収証書 (国庫金)

(注意)
1 金額欄の数字の訂正はできません。
2 この納付書は3枚1組となっていますから3枚とも納付場所に提出して下さい。

住所

氏名

納付場所 日本銀行本支店、代理店又は歳入代理店

納付期限 平成 年 月 日限り

納付期限後に納付することはできません。

一般会計 内閣府主管 (番号)

(取扱庁名 (番号))

金額 万 千 百 十 円

現金納付 上記の金額を領収しました。(領収日付印)

有価証券又は取入印紙による納付はできません。

銀 日銀歳入代理店 支 30.9.10

- 受入れできる書類であること((留意事項) 1. ～)。
- 「納付場所」欄に「歳入代理店」の記載があること。ただし、この欄がなくても受入れできるものがあるので注意する((留意事項) 2. ～)。
- 「納付者の住所・氏名」、「会計等」、「取扱庁」の記載もれがないこと((留意事項) 3. ～)。
- 領収金額(合計額)に訂正、改ざんがないこと(金額が「0」のものを受入れない)。
- 各片の記載事項が一致していること(注)。
- 受入書類、領収金額の確認後、各片に領収印を押す((留意事項) 4. ～)。

領収済通知書 (国庫金) 国民年金

領収控 (国庫) 国民年金

納付書・領収証書 (国庫) 国民年金

納付目的 国民年金保険料 ()

納付期間 年 月 分～ 年 月 分

納付金額 円

納付場所 日本銀行本支店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構の年金事務所

現金納付 上記の金額を領収しました。(領収日付印)

銀 日銀歳入代理店 支 30.9.10

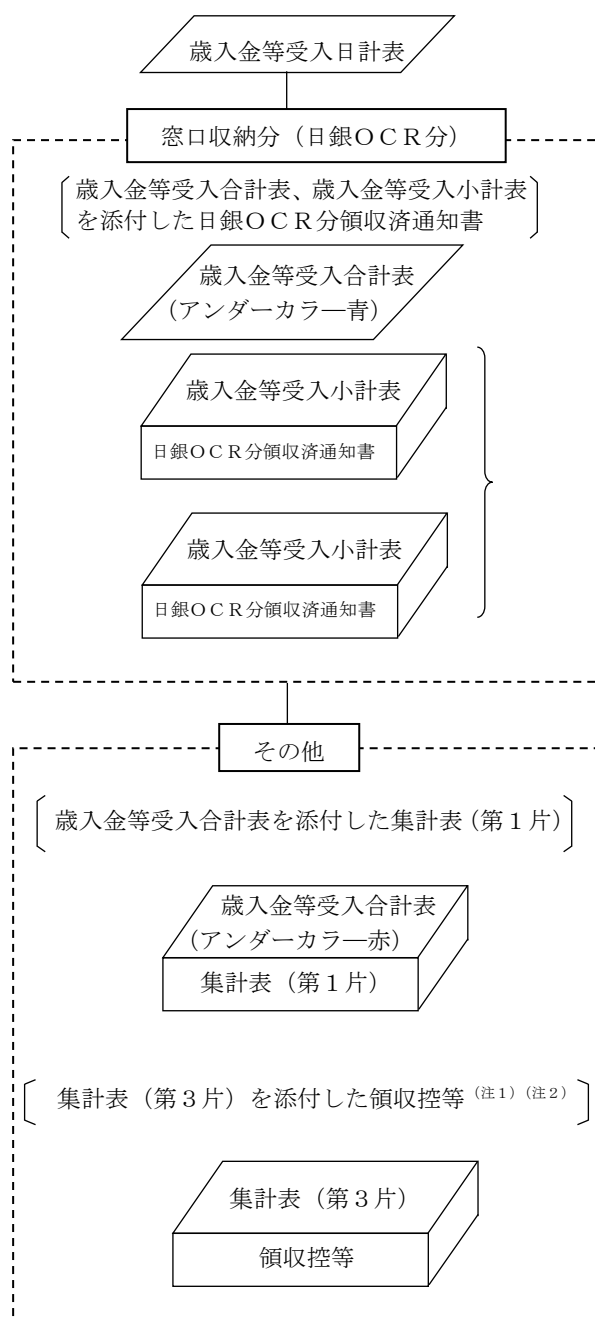
＜国民年金保険料にかかる受入書類の例＞

(注) 国民年金保険料にかかる受入書類の領収控には住所氏名欄が表示されないことがある。この場合、残りの2片について、住所氏名欄の記載事項が一致していることを確認する。

- **付録Ⅱ** 参考書式第2号(4)中「厚生労働省子ども家庭局」を「厚生労働省年金局事業企画課」に、「厚生労働省子ども家庭局長」を「厚生労働省年金局事業企画課長」に改める。

- **付録Ⅳ** 別表7を次のとおり改める(全面改正)。

別表7 日本銀行（証券提出先）へ送付する際の書類の整理方法



(注1) 集計表（第3片）に添付する書類について、領収控と歳入金等受入報告表が混在する場合には、歳入金等受入報告表を最上部とする。

(注2) 「集計表（第3片）を添付した領収控等」については、4、5月中を受入日とするものがある場合には、さらに新旧年度別に取りまとめる。